

令和元年 12 月 27 日

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 6 の規定に基づき、2019 年度「移動等円滑化取組計画書」を次のとおり公表します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

弊社が保有している一般乗合バスの内、ノンステップバス導入割合が 26.1%であることから、車両の老朽化にあわせ定期的にノンステップバス車両を購入しバリアフリー化を進める。

II 移動等円滑化に関する措置

①旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを年 1 台、3 ヶ年で計 3 台導入する。 (2020～2022 年度)

②高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者又は障がい者等に対するバス乗車体験会の実施	高齢者又は障がい者で、今までほとんどバスを利用したことがない方に向けたバス乗り方体験会等を実施する。 また、お得な乗車券の情報や IC カードの利用方法についても併せて周知する。

③高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス運行情報の提供	バスロケーションシステムにおいて、ノンステップバス運行車両の情報提供を行う。

④移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両によるスロープの特性について	車両によってスロープの仕組みが違う為、その対応方法や固定ベルトの取付方法をマニュアル化し、乗務員定例ミーティング等で教育を実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

大分市の「バリアフリー基本構想推進協議会」に当社も参加し、必要な協力を行っていく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。